

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成17年10月6日、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

## 本年の給与勧告のポイント

公民給与の逆較差(1,374円 0.31%)を解消するため、2年振りに月例給与の引下げ改定期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分) [4.40月分 4.45月分]

### 1 公民給与の較差 [平成17年4月分給与]

行政職給料表(一)適用職員(11,096人、平均年齢44.6歳)と民間従業員でこれに相当する者の平成17年4月分給与について、役職段階、年齢などを同じくする者同士を比較したところ、次のとおり職員の給与が民間給与を上回っている。

民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
446,554円	447,928円	1,374円 (0.31%)

### 2 特別給の比較 [民間(平成16年8月からの1年間分)と職員(現行)の年間の平均支給月数]

民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給月数と現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を比較したところ、民間で支払われた特別給は、所定内給与の4.47月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)を上回っている。

### 3 勧告

本委員会は、本県における職員の給与と民間給与との較差の解消を図ることを基本として、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛知県条例第63号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年愛知県条例第58号)を改正することを勧告する。

#### (1) 改定の内容

##### ア 給料表

現行の給料表を人事院が平成17年4月の官民較差に基づいて給与改定のために勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表(平成17年4月較差改正)に準じて改定すること。

#### イ 諸手当

初任給調整手当等を民間における支給状況、人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

### (2) 改定の実施時期

この改定は、人事院勧告の内容に準じて公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

## 4 その他の報告

### (1) 教員給与の取扱い

全国人事委員会連合会は、本年度から新たに専門の部会を設置し、各人事委員会が参考にし得る教育職参考モデル給料表を作成した。

本県においては、今後はこの教育職参考モデル給料表を基本に教育職の給料表のあり方について検討していくことが必要であると考ええる。

また、教員特有の手当についても、他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続きそのあり方について検討をしていく必要があると考ええる。

### (2) 特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当については、これまで業務の実態の変化等を踏まえて、必要な見直しが行われてきたところであるが、国や他の都道府県においては、総合的な見直しが進められている。

本県においても、改めて全体を精査し、手当の適正化を図っていく必要があると考ええる。

### (3) 職員の勤務時間等

勤務時間については、職員の健康と福祉の維持増進及び公務能率の向上の観点から、引き続き総実勤務時間の短縮を図る必要がある。

職業生活と家庭生活の両立の観点から、引き続き育児休業を取得しやすい環境の整備を図るとともに、特に子育て期にある男性職員の育児休業を始め、子どもの生まれる前後の育児に係る休暇の取得促進を図っていく必要がある。

また、職員の心の健康づくりの推進については、メンタルヘルス対策の一層の充実を図る必要がある。

## 5 給与構造の改革等

人事院は国家公務員の給与構造について、俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革を実施することとしている。

今回の国家公務員の給与構造の改革は、民間企業における賃金体系の改革の動向等を踏まえた民間均衡の趣旨から実施されるものであり、同様の問題を抱える本県職員の給与構造についても、

国家公務員の改革内容を参考に、適宜・適切に見直す必要がある。

本委員会は、制度全般にわたる国の給与構造改革の詳細を把握するとともに、他の都道府県の動向も注視しながら、本県における給与構造改革についてさらに検討を進め、本年中を目途に別途報告及び勧告を行うこととする。

【 参 考 】

1 人事院勧告の内容

区 分	内 容															
俸 給 表	官民の給与較差の大きさ等を考慮してこれに見合うよう引下げ改定 (1) 行政職俸給表(一) 全ての級の俸給月額を同率で引下げ(改定率 0.3%) (2) 指 定 職 俸 給 表 行政職俸給表(一)と同程度の引下げ(改定率 0.3%) (3) その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ															
扶 養 手 当	配偶者に係る支給月額を500円引下げ (13,500円 13,000円)															
初任給調整手当	医師の初任給調整手当の引下げ ・医療職(一) 最高 307,900円 306,900円 ・医療職(一)以外(医系技官等) 最高 50,200円 50,000円															
期末・勤勉手当等 (ボーナス)	民間の支給割合に見合うよう引上げ (4.40月分 4.45月分) <一般職員の支給月数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度 期末手当</td> <td>1.40月(支給済み)</td> <td>1.60月(支給済み)</td> </tr> <tr> <td>          勤勉手当</td> <td>0.70月(支給済み)</td> <td>0.75月(現行0.70月)</td> </tr> <tr> <td>18年度 期末手当</td> <td>1.40月</td> <td>1.60月</td> </tr> <tr> <td>          勤勉手当</td> <td>0.725月</td> <td>0.725月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	本年度 期末手当	1.40月(支給済み)	1.60月(支給済み)	勤勉手当	0.70月(支給済み)	0.75月(現行0.70月)	18年度 期末手当	1.40月	1.60月	勤勉手当	0.725月	0.725月
区分	6月期	12月期														
本年度 期末手当	1.40月(支給済み)	1.60月(支給済み)														
勤勉手当	0.70月(支給済み)	0.75月(現行0.70月)														
18年度 期末手当	1.40月	1.60月														
勤勉手当	0.725月	0.725月														
給与構造の改革	年功的な給与上昇要因を抑制し、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保 (1) 俸給表及び俸給制度 ア 行政職(一) ・水準の引下げ(平均4.8%) ・給与カーブのフラット化 ・級の構成及び水準の見直し(11級制 10級制) ・枠外昇給制度の廃止 イ 行政職(一)以外 行政職(一)との均衡を基本として見直し (2) 地域手当及び広域異動手当の新設 ア 地域手当の新設 現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給 イ 広域異動手当の新設 民間企業の転勤者の賃金水準が地域のそれより高いことを考慮して広域異動者に支給 (3) 勤務実績の給与への反映 ア 勤務成績に基づく昇給制度の導入 昇給の区分を5段階設けることにより、勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入 イ 勤勉手当への実績反映の拡大 勤務実績を支給額により反映し得るよう、査定原資を増額 (4) スタッフ職活用のための環境整備 (5) 俸給の特別調整額の定額化 (6) 本府省手当の新設  俸給の引下げ、新制度の導入や手当額の引上げは、段階的に実施し、平成22年度までの5年間で完成															
改定の実施時期	公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。 官民較差相当分を解消するため、4月分の給与に較差率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整 なお、給与構造の改革関係は平成18年4月から段階的に実施															

## 2 愛知県の主な職種の給与額

区 分	人 員	平 均 年 齢	現 行 A		勤 告 後 B		増 減 額 ( B - A )	
			給与月額 百円	年間給与 千円	給与月額 百円	年間給与 千円	給与月額 百円	年間給与 千円
事務・技術職員 (行政職給料表(一))	11,096	44.6	4,479	7,399	4,466	7,399	13	0
警 察 官 (公安職給料表)	12,581	40.6	4,196	6,970	4,184	6,971	12	1
高 校 教 員 (教育職給料表(二))	10,460	44.6	5,126	8,425	5,110	8,425	16	0
小 中 教 員 (教育職給料表(三))	30,264	44.0	4,954	8,133	4,939	8,133	15	0
全 職 員	66,763	43.6	4,754	7,837	4,739	7,837	15	0

(注) 1 給与月額は各職種の平均給与月額であり、年間給与は給与月額の12か月分及び給与月額を基礎として算定した期末手当・勤勉手当の年間支給額の合計である。

2 全職員には、上表の職種のほか、研究員、医師等2,362人を含む。

## 3 愛知県、国及び名古屋市の較差額等の推移

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
愛 知 県	304 円 0.07 %	9,432 円 2.07 %	4,958 円 1.10 %	82 円 0.02 %	1,374 円 0.31 %
国	313 円 0.08 %	7,770 円 2.03 %	4,054 円 1.07 %	39 円 0.01 %	1,389 円 0.36 %
名 古 屋 市	393 円 0.09 %	7,404 円 1.68 %	4,265 円 0.98 %	58 円 0.01 %	1,519 円 0.35 %

(注) 1 愛知県の較差額等は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成11年愛知県条例第3号)による減額措置がないものとした場合のものである。

2 名古屋市の13年の較差額は、本委員会が推計したものである。